

京都市訓令甲第13号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年11月21日

京都市長 門川 大作

別表第1第1類の款行財政局総務部の項の次に次の1項を加える。

行財政局税務部	市税事務所
---------	-------

別表第2次長（歴史資料館次長を除く。）、美術館事務局長及び副園長の項の次に次の1項を加える。

室長	(1) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の6日以内の休暇、欠勤等の承認等に関すること。 (2) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の4日以内の出張及び復命に関すること。 (3) 所属職員の2日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。 (4) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の時間外勤務命令に関すること。 (5) 申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。
----	--

別表第2事業所の庶務を担当する課長及び歴史資料館次長の項中「課長」の右に「(市税事務所市民税室市民税第一課長を含む。)」を加える。

別表第2課長（衛生環境研究所の課長を除く。）、動物園生き物・学び・研究センター長及び部長の項中「除く。」の右に「、室の庶務を担当する課長」を加える。

別表第2担当課長の項中「担当課長」の右に「及び室に置く課長」を加える。

別表第2歴史資料館次長の項の次に次の1項を加える。

市税事務所 市民税室市 民税第一課 長、市民税	(1) 市民税（普通徴収の方法により徴収するもの及び老齢等年金給付
----------------------------------	-----------------------------------

第二課長，  
市民税第三  
課長及び市  
民税第四課  
長

から特別徴収の方法により徴収するものに限る。)に係る徴収金の  
賦課及び減免に関すること。

附 則

この訓令は，平成26年11月25日から施行する。

(行財政局人事部人事課)